

新大学院大学の青写真(仮訳)

運営委員会は、大学院大学の将来に関する主な事項(青写真)について検討を行った。運営委員の合意を得たものについては、以下のとおり要約できる。

【総論的事項】

- ・ 制度的事項については、所要の法律に盛り込まれるものも含まれる。他方、特に教
学的事項については基本的に法律には盛り込まれない。

【制度的事項】

1. 大学院大学の目的

- ・ 世界最高水準の科学技術に関する研究及び教育を実施することにより、沖縄の自
立的発展と、世界の科学技術及び経済社会の向上に寄与すること。これらの目的
は以下の理念に基づくものである。

世界最高水準(Best in the World)
柔軟性(Flexible)
国際性(International)
世界的連携(Global Networking)
産学連携(Collaboration with Industry)

大学院大学の設立に当たっては、これらの目的を尊重する必要がある。

2. 大学院大学の名称

- ・ 英語の名称については、現在と同じ名称(Okinawa Institute of Science and
Technology (OIST))とし、副称(International Graduate University)を検討する。

3. 大学院大学の設置形態

- ・ 大学院大学の法的な位置づけについては、大学院大学の自主性と運営の柔軟性
を尊重する観点から、「特別な学校法人」により設置される新たな形態の大学とす
る。

4. 法人の管理組織

- ・ 大学院大学の監督主体として、ボード(理事会)が最高意思決定機関としての役割
を担う。
- ・ 理事会の役割と最高執行責任者(CEO)であるプレジデント(理事長・学長)の役割
は明確に区別される。理事会は、プレジデント(理事長・学長)の選任・解任及び寄
附行為の変更を含む重要事項の決定を行う。

5. 国の支援と関与

- ・ 本大学院大学が、沖縄の振興と世界の科学の発展に寄与する世界最高水準の大
学院大学となるためには、長期にわたる政府による高水準の財政支援が不可欠で
あり、特別の財政支援の仕組みの検討を要請する。

- ・ 運営委員会は、国の特別の財政支援に伴い、税金の効率的・効果的な使用について説明責任・透明性の確保の仕組みが必要であることを了解する。
- ・ なお、政府における具体的検討においては、大学の自立性・柔軟性や学問の自由を損なわないよう留意することを求める。

6. 新法人の設立

- ・ 新法人の円滑な設立のため、大臣が設立委員を任命する。沖縄機構と新法人の継続性の観点から、運営委員を実質的に設立委員とする必要がある。

7. プレジデントの選考

- ・ 大学院大学のプレジデント(理事長・学長)の候補者の選考を直ちに開始する必要がある。
- ・ プレジデントは国際的な学術コミュニティから選ばれる必要がある。

【教学的事項】

8. 教育研究活動

- ・ 大学院大学の教育研究活動は、生命科学、物質科学、応用科学を含む学際的で先端的なものとする。

9. 教育研究組織

- ・ 約50PIs規模での設置認可・開学が前提とされていることを踏まえ、1研究科と4程度の専攻とすることが考えられる。
- ・ 長期的には300PIs程度を理想形とし、その際の研究科や専攻について将来検討される必要がある。
- ・ 教員のテニユア(終身在職権)と定年については、引き続き検討する。

10. 教育課程

- ・ 博士課程
- ・ 学位は Ph.D(博士)
- ・ 教育課程編成の基本方針、修了単位数、授業科目の概要等は引き続き検討する。

11. 学生募集

- ・ 国際的な入学時期を勘案し、入学は4月と9月の年2回可能とする。ただし、入学者の審査・選抜については、学生の質の均一性を維持するため、各受験生共通の手続きにより年1回行われるべきである。

12. 他の研究機関との連携

- ・ 他の機関との連携の具体的あり方について引き続き検討する。

13. その他

- ・ 公用語は英語とする。
- ・ 教員と学生の少なくとも半数を外国人とすることを目指す。

開学までに必要となる手続き

※運営委員会としては、学生の実質受入れを、2010年9月から開始することが必要と考える。

大学院大学の青写真の検討；制度的事項および教学的事項



次期中期目標（2009年度～2011年度）

次期中期計画（2009年度～2011年度）

内閣における法案の準備

国会における審議



設立委員の任命、学校法人の設立準備

- ・ 学校法人の寄附行為
- ・ 大学の名称・目的
- ・ 研究科・専攻の名称
- ・ 教育課程の概要
- ・ ボードメンバー（理事）の選任
- ・ 理事長・学長、副学長、研究科長等の氏名
- ・ 教員名簿



学校法人の設立認可・大学院大学の設置認可申請（毎年3月）



大学設置・学校法人審議会における審査（約7ヶ月）



文部科学大臣による認可（毎年10月）



開学準備（第1回理事会の開催、学生の募集等）



大学院大学開学

最低1年

検討すべき事項

- ・ 大学院大学の青写真の一部は、2009 年度から始まる次期中期目標・中期計画に盛り込まれる。
- ・ 国際的評価を短期間に確立することは困難であり、長期間の政府の支援が必要であるが、特別の財政措置の仕組みの検討に当たっては、国際的評価の確立状況を考慮する必要がある。
- ・ 自立的運営に向け、競争的資金を含めた外部資金の充実のための努力が必要である。
- ・ 説明責任・透明性の確保の仕組みについては、以下の観点がある。
 - * 私学補助に係る憲法上の「公の支配」の要請
 - * 補助金の適切な執行(事業計画・成果の審査、報告徴収、是正措置、財務諸表の公開、外部監査、監事の任命等)
 - * 沖縄振興や科学技術振興の政策目的の観点からの政策対話の仕組み(連絡協議会等)
- ・ 設立委員には運営委員以外の者が含まれることも想定される。
- ・ 機構から新法人への業務、財産、職員等の承継方法を法律に規定する。
- ・ 各時期の実際の規模については、採用活動の状況、競争的研究資金の獲得を含めた国際的評価の状況を踏まえて検討される必要がある。
- ・ 相互の利益に資する分野において琉球大学との協力を促進する必要がある。